最終更新日:2015年6月26日
株式会社ツムラ
加藤照和
問合せ先:コーポレート・コミュニケーション室広報グループ
証券コード:4540
http://www.tsumura.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「自然と健康を科学する」という経営理念のもと、今後も持続的に成長・発展し、社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要であると認識しており、経営上の重要な課題のひとつと位置付けております。
当社では、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を2名増員し、社内取締役3名と、社外取締役3名の構成にするとともに、執行役員の業務執行機能を明確にするため、業務執行上の職責に応じて役付執行役員を設置し、経営環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及び業務執行が行える体制としております。今後も経営の透明性・効率性・健全性の一層の充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,100,000	5.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,976,000	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,197,500	3.12
ツムラグループ従業員持株会	1,973,769	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,805,800	2.56
SAJAP	1,643,600	2.33
JUNIPER	1,621,300	2.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,591,255	2.26
BNYML ー NON TREATY ACCOUNT	1,581,700	2.24
第一三共株式会社	1,525,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉本茂	公認会計士											
松井憲一	他の会社の出身者											
増田弥生	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本茂	○	――	ヒューリックリート投資法人の監督役員を務めております。杉本茂氏は、公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断しております。また、当社とは特定の関係になく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
松井憲一	○	――	株式会社三重銀行の社外取締役を務めています。松井憲一氏は、長年にわたり企業経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断しております。また、当社とは特定の関係になく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
増田弥生	○	――	増田弥生氏は、長年にわたり外資系企業における豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断しております。また、当社とは特定の関係になく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の概要及び監査方針の説明を受け、四半期毎に監査またはレビューの実施内容とその結果を聴取し、意見交換を行うほ他、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会う等、相互に緊密な連携を図っております。
監査役は、監査室から期初に監査計画の概要の説明を受け、監査結果及び財務報告に係る内部統制の評価結果の報告を毎月受けるとともに、定期的に意見交換を行っております。また、必要に応じて内部監査に立ち会う等、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大内圀子	弁護士													
羽石清美	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大内圀子	○	――	大内圀子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、当社とは特定の関係になく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
羽石清美	○	――	羽石清美氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。公認会計士、税理士として豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、当社とは特定の関係になく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社においては、取締役へのインセンティブとしてのストックオプション等の制度導入は、現時点では行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度における取締役（社外取締役を除く）に対する報酬の総額は3億1千6百万円、監査役（社外監査役を除く）に対する報酬の総額は4千7百万円、社外役員に対する報酬の総額は2千4百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個々の報酬の決定は、株主総会で決定した範囲内で、取締役報酬規則に基づき、取締役の職位、業績、従業員の給与支給水準などを総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。
使用人分報酬は、従業員の給与支給水準を勘案し、決定しております。
監査役個々の報酬の決定は、株主総会で決定した範囲内で監査役の協議により決定しております。
(注)1 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
(注)2 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第69回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、事務局として取締役会室を設け、専任のスタッフを配置し、重要な案件について事前説明を行っております。
また、社外監査役に対しては、監査役の監査業務をサポートするため、監査役会事務局を設け、専任のスタッフを配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の業務執行及び監視体制は、次のとおりであります。
a 取締役会
経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行状況を監督します。

b 社外取締役会議
社外取締役をもって構成し、経営に必要な情報の共有・交換を行い、独立した立場で取締役会に対して必要な提言を行います。

c 監査役
取締役会他重要な会議への出席、経営会議メンバーとの定期的な意見交換会の実施、重要な決裁書類等の閲覧や、必要に応じて行われる取締役・執行役員からの業務執行状況の聴取等を通じ、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況について監査します。

d 監査役会
監査役全員をもって構成し、「監査役会規則」に基づき法令及び定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成します。

e 経営会議
取締役（社外取締役を除く）、常務執行役員以上の執行役員をもって構成し、経営全般の業務執行に関する重要事項の審議・決裁機関として取締役会の意思決定を補佐します。

f 執行役員
取締役会の決議によって委任を受け、主管業務の統制・執行にあたります。

g 執行役員会
執行役員をもって構成し、経営全般の業務執行に関する情報共有及び重要事項の協議を行っています。

当社は、内部監査部門（監査室）が、内部監査計画書に基づく監査を実施するとともに、取締役会等が特に必要と認めた事項について臨時監査を実施しております。

会計監査人と監査役は、定期的に問題点の共有を図るための意見交換を実施しております。また、会計監査人と監査役は監査室との間においても、それぞれ定期的に情報交換を行っております。

会計監査につきましては、以下のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名
公認会計士の氏名等
業務執行社員
江口 潤
佐藤 武男
所属する監査法人名
新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営における機動的かつ合理的な意思決定を行うとともに透明性・中立性を強化するため、当社の取締役会は、社内事情に精通した取締役3名と、独立性の高い社外取締役を2名増員して3名という構成にしております。また、独立性及び専門性の高い社外監査役を選任しており、経営監視機能の客観性・中立性が確保されていると考えております。
こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能しており、企業の社会的信頼に応える体制を構築できると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送を実施しております。(3週間前)
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使により、個人投資家様への利便性を図るとともに、東証のプラットフォームへの参加により、機関投資家の皆様にもサービスを実施しております。
その他	株主総会における事業報告は、映像とナレーションを用いて説明をしております。また、招集通知は、ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家(ボストン・ニューヨーク、ロンドン・エジンバラ、シンガポール等の都市)を訪問し、中期経営計画、決算内容等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料及び動画配信(日本語・英語)、投資家ミーティング資料、月次売上動向の他、決算短信、事業報告書等も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート・コミュニケーション室IR推進グループが担当しております。	
その他	スモールグループミーティング、トップ取材等を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「生命の尊厳」を第一義とし、「自然と健康を科学する」という経営理念のもと、日本の伝統に培われた「漢方医学」と「西洋医学」との科学的裏付けをもった融合により、人々の健康と医療に貢献します。また、「社会や人々のお役に立てる企業」「人に優しい企業」であることを基本基調としております。 そのためにコンプライアンス体制につきましては、企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則である「ツムラ行動憲章」を含む「ツムラ コンプライアンス・プログラム」を定め、教育をはじめとする継続的な取組みを計画的に実施しております。当社グループのコンプライアンス推進に関する方針・計画については、「コンプライアンス委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針提示・指示しております。コンプライアンス担当役員(コンプライアンス統括部担当)は、当社グループの取組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告をしております。 また、利益相反問題も含め、製薬企業から医療担当者、医療機関等への金銭支払い等について情報公開を行い適切な説明責任を果たすため、「株式会社ツムラと医療機関等の関係の透明性に関する指針」(2011年10月)を制定し、当社はこの指針に基づき、医療担当者、医療機関等の同意のもと、2013年度から情報公開することとし、患者団体との関係についても「株式会社ツムラと患者団体の関係の透明性指針」(2014年3月)を制定し、2015年度から情報公開することとしました。さらに、これらの透明性指針を含めてこれまでのツムラ医療用医薬品プロモーションコードをさらに発展させ、当社のすべての役員・従業員と、研究者、医療担当者、患者団体、卸売業者等との交流を対象とした「ツムラ コード・オブ・プラクティス」(2014年10月)を制定し、同年同月から実施しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	理念に基づく経営のもと、多様なステークホルダーとのコミュニケーションを深め、社会に存在するさまざまな課題を認識し、本業である漢方・生薬事業を通じてその課題解決に取り組み、社会とともに持続的な発展に努めることが、ツムラが果たすべき社会的責任(ツムラCSR)と考え活動しております。その活動内容について「ツムラグループ コーポレートレポート」を作成し、ステークホルダーに配布しております。またホームページ上での公開も実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ツムラ情報開示規則」を制定し、適時適切な情報開示による、開示情報の質及び透明性の向上を図ることを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則である「ツムラ行動憲章」を含む「ツムラ コンプライアンス・プログラム」を定め、教育をはじめとする継続的な取り組みを計画的に実施しております。
b 企業活動において常に高い倫理性と透明性を確保し、研究者、医療担当者、患者団体、卸売業者等との交流に対する説明責任を果たし、社会の信頼に応えていくために「ツムラ コード・オブ・プラクティス」(以下「ツムラコード」という)を制定し、これに基づき設置された「ツムラコード委員会」が、「ツムラコード」の管理・運営・周知徹底等を行っております。
c 当社グループのコンプライアンス推進に関する方針・計画については、「コンプライアンス委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針提示・指示しております。
d コンプライアンスの推進にあたっては、コンプライアンス最高責任者、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進担当者及びコンプライアンス主管部門(コンプライアンス統括部)を置き、当社グループのコンプライアンス体制整備・教育・浸透を図っております。また、コンプライアンス担当役員(コンプライアンス統括部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。
e コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として「ツムラグループ ホットライン」(匿名も可)を社内外に設置し、情報の収集と改善に努めております。この場合、相談・連絡内容を秘密とするとともに、相談・連絡者に対して不利益な取扱いを行わないこととしております。
f 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、社長直轄の内部監査部門(監査室)が「内部監査規程」に基づき内部監査を適正に実施してお ります。
g 財務報告の適正性を確保する内部統制は、金融庁企業会計審議会公表の実施基準に準じ基本方針及び計画を定め、それに基づき監査室が有効性の評価を実施しております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適切な情報管理を行うため、法令及び「情報管理基本規程」等に従い、情報管理最高責任者、情報管理担当役員、情報管理責任者及び情報管理主管部門(総務部)を置き、社内体制の整備及び教育等に取り組んでおります。
b 情報管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。
c 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a 当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を定め、効果的に実施するため「リスク管理規程」を制定しております。
b 当社グループのリスク管理に関する方針・計画については、「リスク管理委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針提示・指示しております。
c リスク管理の推進にあたっては、リスク管理最高責任者、リスク管理担当役員、リスク管理統括推進責任者、リスク管理推進責任者及びリスク管理主管部門(総務部)を置き、社内体制の整備やリスクの洗い出し、評価を行うとともに、リスク発生回避のための対策や、万が一発生した場合の被害や損失を極小化するための措置を講じております。また、リスク管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。
d 当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合には、リスク管理最高責任者を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対策にあたります。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 各職位の職務・権限及び責任について定めた「組織・職務権限規程」に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務を執行しております。
b 執行役員制度のもと、執行役員の業務目標について取締役会で承認し、その執行状況を取締役会において定期的に報告させる等、効率的な業務執行を行っております。また、業務執行機能の効率性を高めるため、執行役員をもって構成する執行役員会を設置し、経営全般の業務執行に関する情報共有及び重要事項の協議を行っております。

ホ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 関係会社を管理するにあたっての基準を明確にする「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の指導及び育成を適正に推進するとともに、グループ内の取引に関する公正性を維持するため「グループ内取引管理規程」を制定し、適正性を確保するよう努めております。
b 関係会社に対して実施する内部監査に関し、その手続き及び方法について定める「関係会社監査基準」に基づき、企業活動が適正に行われているか否かの評価を実施しております。
c 国内子会社からのコンプライアンス関連の相談・連絡を社内外窓口である「ツムラグループ ホットライン」で受け付け、情報の収集と改善に努めており、海外子会社におきましても個別の相談窓口を設置しております。さらに、定期的に国内外のグループ会社の責任者を集めて、当社グループのコンプライアンス推進を徹底しております。また、国内子会社については「ツムラコード」を遵守させております。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会は監査役と協議のうえ、監査役会の円滑な運営及び監査役監査の効率化を推進するため、監査役会事務局を設置し、使用人を置いております。当該使用人は監査役の指示に従って職務を遂行するとともに、員数、任命、評価、異動その他人事に関する事項については、監査役と協議のうえ、その同意を得て行っております。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項や監査役から求められた職務の執行に関する事項等をすみやかに報告しております。
b 報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法や「監査役監査基準」等の規定に従っております。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、定期的に監査役と経営会議メンバーの意見交換の機会を確保し、取締役に対する監視等の実効性の向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨む」ことを「ツムラ行動憲章」に明記し、全役員・従業員に周知徹底を図っております。また、所轄警察署、外部専門機関等と緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力及び団体に関する情報収集を積極的に行い、社内においてもそれらの情報を共有し、関係排除のための活動を推進しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――――

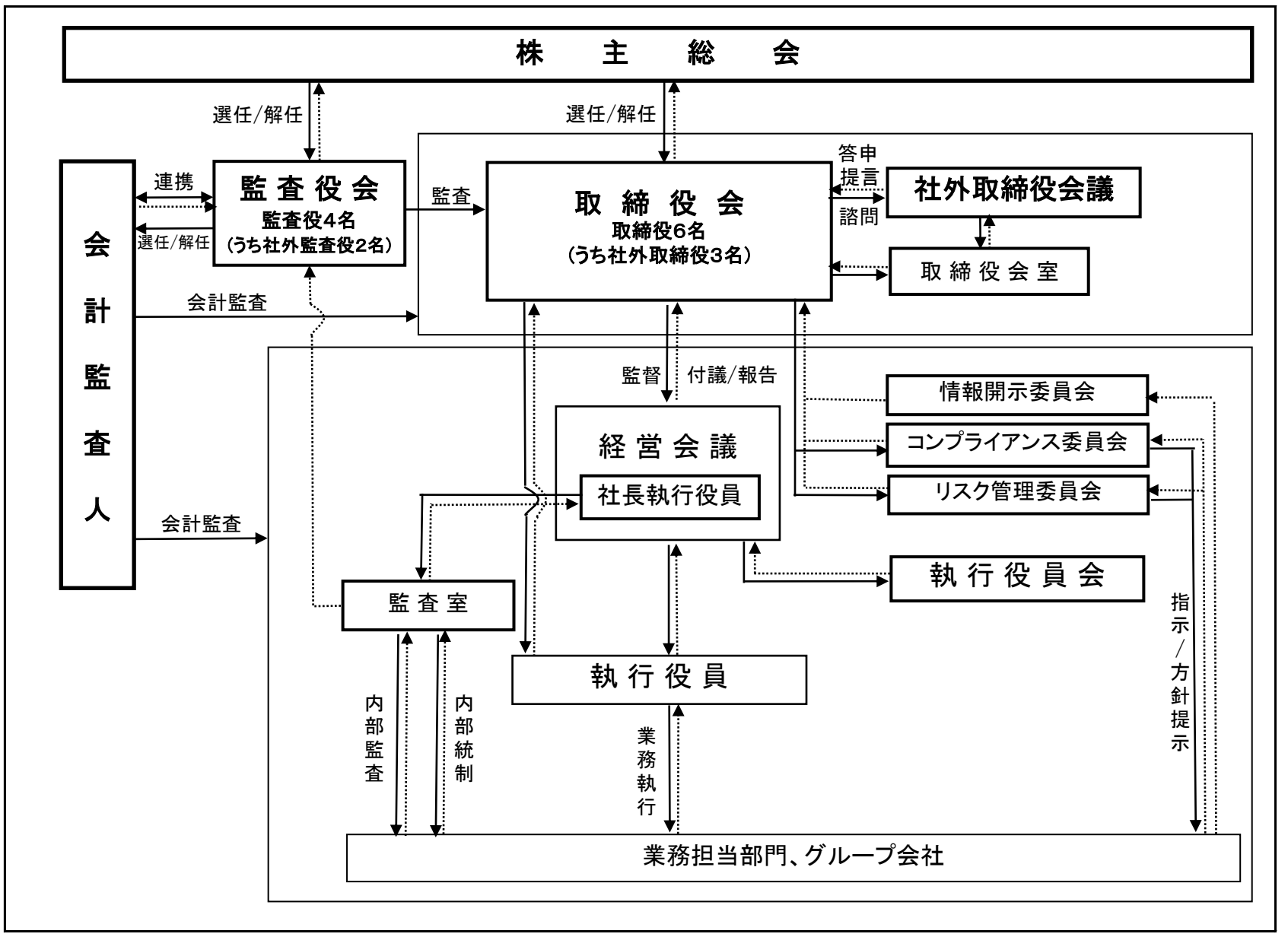
株　主　総　会
選任/解任
選任/解任
会計監査人
連携
選任/解任
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
監査
取締役会
取締役6名
（うち社外取締役3名）
答申
提言
諮問
社外取締役会議
取締役会室
会計監査
会計監査
監督
付議/報告
情報開示委員会
経営会議
社長執行役員
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
執行役員会
監査室
執行役員
内部監査
内部統制
業務執行
指示／方針提示
業務担当部門、グループ会社

適時開示フロー

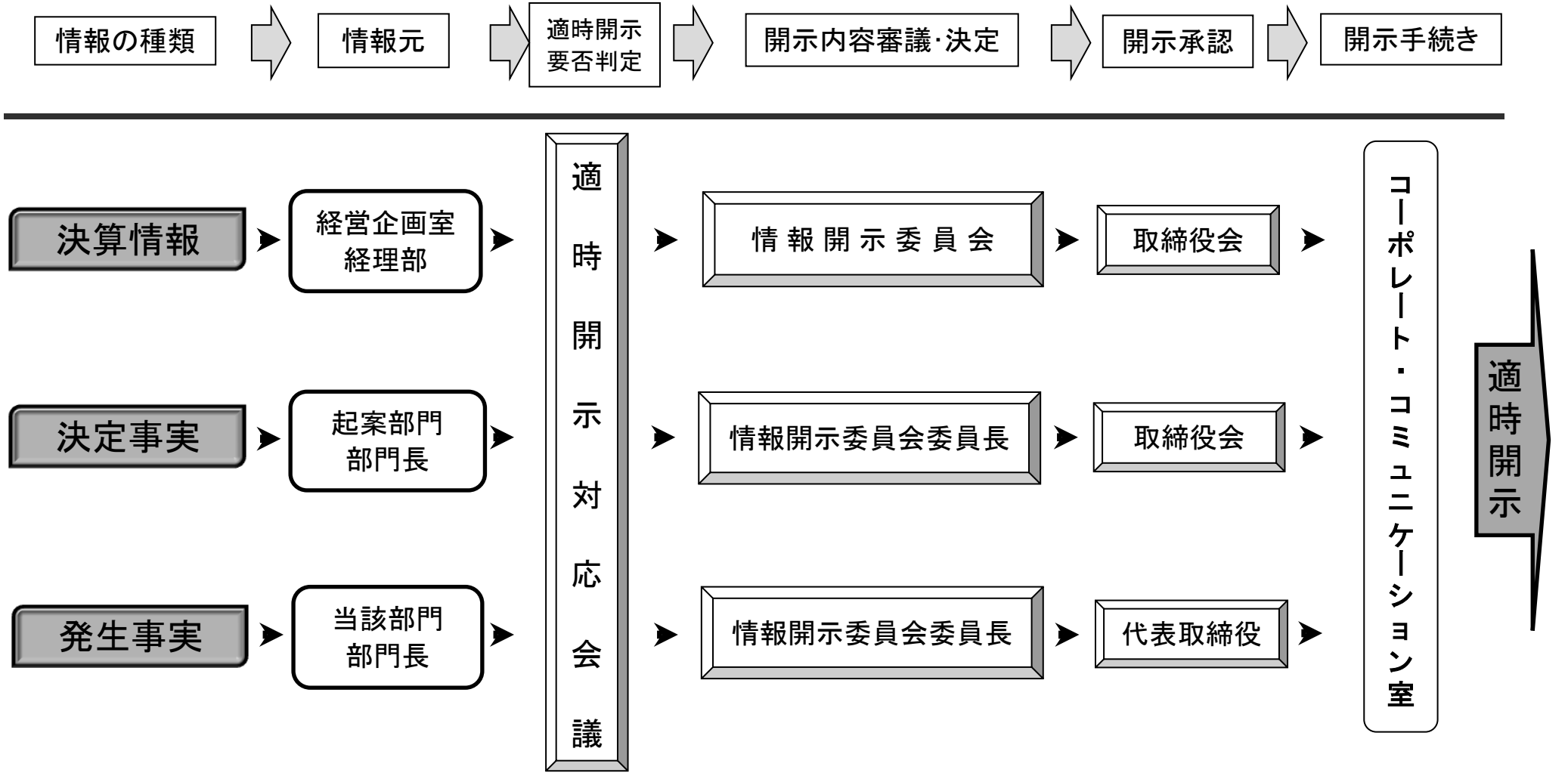

- 決定事実･発生事実は子会社情報も含む。
- コーポレート･コミュニケーション室長は、経営企画室長および経理部長と適時開示対応会議を開催し、適時開示の要否を判定する。